

## (一社)静岡県建設業協会女性部会設置要綱

### (名称)

第1条 一般社団法人静岡県建設業協会(以下「協会」という。)女性部会(以下「本会」という。)と称し、労務委員会に所属する。

### (目的)

第2条 本会は、男性が多い建設産業において、男女の区別なく誰もが生涯に亘って働き続けることができる職場環境を実現し、若者から選ばれる魅力ある産業への転換に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)誰もが働きやすい環境で、働きがいがある職場を実現するための提言を行う
- (2)誰もが活躍できる業界となり、情報発信すること
- (3)建設業で働く人々の交流に関すること
- (4)協会事業への参画、協力に関すること
- (5)その他、本会の目的を達成するために必要なこと

### (構成)

第4条

- 1 本会は、協会会員企業に所属する女性社員及び女性役員で構成する。
- 2 本会に幹事会を置く。
- 3 幹事会は、各地区協会より推薦された幹事で構成し、幹事の中から会長1名、副会長2名以内を幹事の互選により選出する。
- 4 幹事会会長は本会の代表を務める。
- 5 幹事の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 幹事会には、労務委員会より選出された相談役を置く。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

### (経費)

第6条 本会の活動に係る経費は、協会が予算の範囲内で支弁する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、幹事会において決定するものとする。

### 附則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。